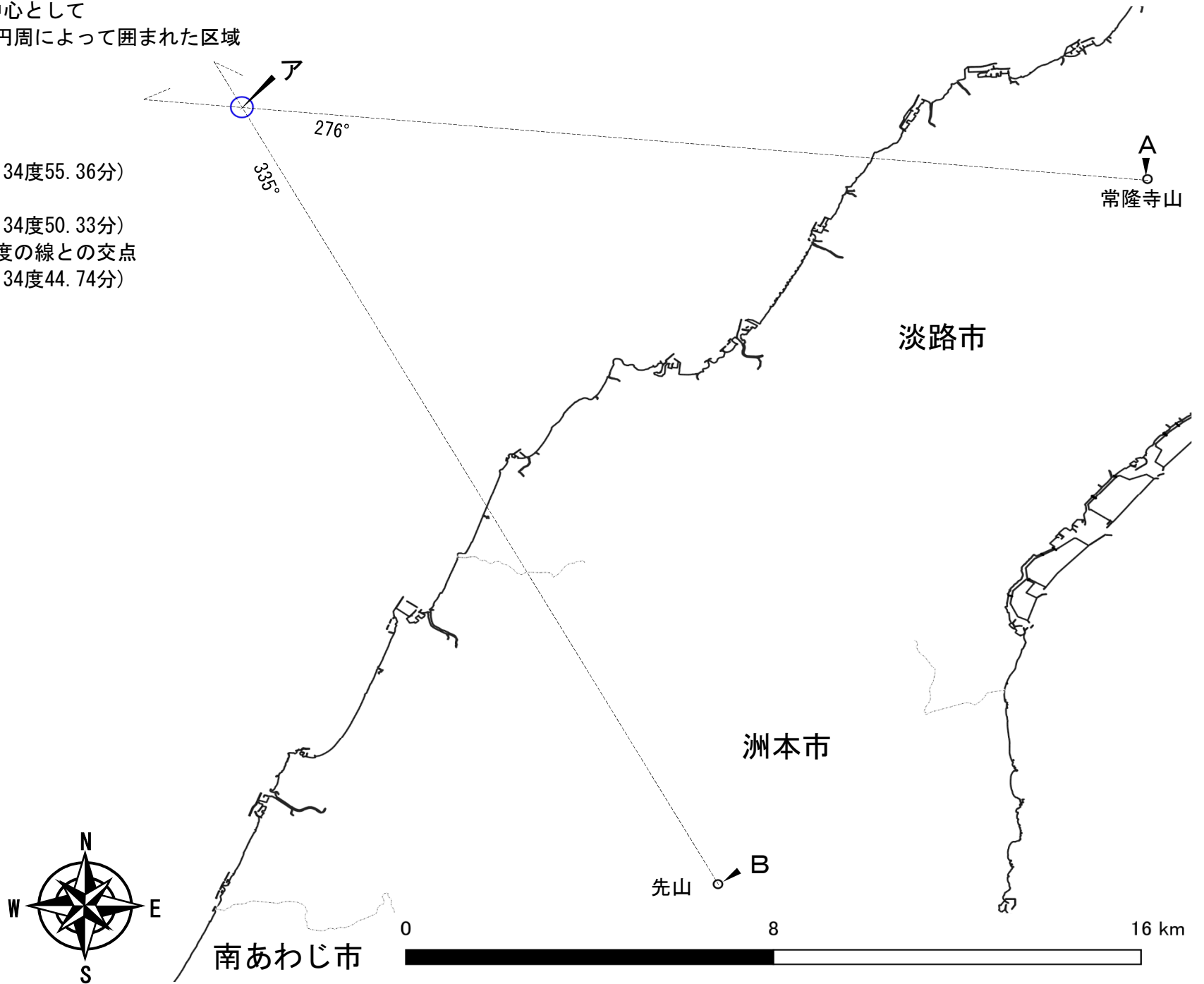


免許番号 共第129号
漁場の位置 淡路市尾崎沖合
漁場の区域 次の点のうちアを中心として
半径200メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置

- A 淡路市常隆寺山頂上
(北緯34度30.46分、東経134度55.36分)
- B 洲本市先山頂上
(北緯34度21.46分、東経134度50.33分)
- ア Aから276度の線とBから335度の線との交点
(北緯34度31.38分、東経134度44.74分)



令和5年9月1日 免許
共第129号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで							潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければなら ない。

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市郡家1355番地 一宮町漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		